計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量講習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第十八号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量講習（濃度関係）及び環境計量講習（騒音・振動関係）に関し必要な事項を次のように公告する。

平成二十四年五月三十一日　独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　受講資格　計量士国家試験（濃度関係又は騒音・振動関係）に合格した者で、計量法第百二十二条二項一号（登録）及び施行規則第五十一条（登録条件）に定める条件に満たない者

二　講習期間

（濃度関係）

第1回　平成二十四年七月十日から平成二十四年七月十三日まで
第2回　平成二十四年七月二十四日から平成二十四年七月二十七日まで
第3回　平成二十四年七月三十一日から平成二十四年八月三日まで
第4回　平成二十四年八月十四日から平成二十四年八月十七日まで
第5回　平成二十四年八月二十一日から平成二十四年八月二十四日まで
第6回　平成二十四年九月十一日から平成二十四年九月十四日まで
第7回　平成二十四年九月二十五日から平成二十四年九月二十八日まで
第8回　平成二十四年十月九日から平成二十四年十月十二日まで
第9回　平成二十四年十月二十三日から平成二十四年十月二十六日まで
第10回　平成二十四年十一月十三日から平成二十四年十一月十六日まで
第11回　平成二十四年十一月二十七日から平成二十四年十一月三十日まで
第12回　平成二十四年十二月十一日から平成二十四年十二月十四日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

（騒音・振動関係）

第1回　平成二十四年八月六日から平成二十四年八月十日まで
第2回　平成二十四年八月二十七日から平成二十四年八月三十一日まで
第3回　平成二十四年十月一日から平成二十四年十月五日まで
第4回　平成二十四年十一月五日から平成二十四年十二月九日まで

なお、実施回数については、受講申請者数により判断する。

三　講習会場

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センター実習棟
茨城県つくば市東一丁目一番一号　中央第五

四　講習の概要

環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な実習

五　受講料

（濃度関係）　九万千百円
（騒音・振動関係）　五万七千七百円

六　受講定員

（濃度関係）　各回三十名
（騒音・振動関係）　各回三十名

七　受講申請書提出期間　平成二十四年五月三十一日から平成二十四年六月二十九日まで（郵送による場合は、最終日消印有効とする。ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。）

八　受講申請書提出先

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館
独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

九　提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通

1　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　受講に関する調査票
4　写真（大きさは、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）
5　環境計量士国家試験合格証書の写し又は合格証明書の写し
6　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは、角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四四〇円切手を貼付）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

受講の決定は、受講に関する調査票の受講コースの希望から、また希望の受講コースが定員となったとき及び希望の記述が無い場合は早い回から、先着順に割り当てる方法で行う。決定次第受講決定通知を送付する。

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ
http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、提出書類の様式等本件に関する情報を公開する。

独立行政法人物質・材料研究機構公告

独立行政法人物質・材料研究機構
理事長　潮田　資勝

独立行政法人物質・材料研究機構の定年制職員給与規程等の一部変更

定年制職員給与規程及びキャリア形成職員給与規程の一部を平成24年4月24日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当機構ホームページ（http://www.nims.go.jp/）により公表する。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第1項の規定に基づき公告します。

平成24年5月31日

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道47号（仙台北部道路）	宮城県黒川郡富谷町富谷から宮城県黒川郡富谷町富谷まで	新設工事	平成24年6月1日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第1項の規定に基づき公告します。

平成24年5月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄